



贈
労働者勝利記念
住友生命分会

全労協 GENERAL UNION

Labour Update

労組周辺動向 No. 145



2022 - 08 - 05

1. 法・政策

(1) 「目的と実態が乖離」技能実習制度見直しへ…国際的批判受け

古川法相は7月29日の閣議後記者会見で、技能実習制度の見直しに向けた論点を発表した。年内にも政府の関係閣僚会議の下に有識者会議を設置し、この論点をたたき台にした具体的な見直しの議論に着手する方針だ。途上国支援を目的に始まった同制度だが、外国人実習生を安価な労働力として使っている実態が存在する。国際的にも批判を浴びており、政府は抜本的な制度の見直しを急ぐ。

発表された論点には、▽実習生の日本語能力が不足し、意思疎通が困難▽不当に高額な借金を負って来日する実習生の存在▽技能実習生の保護と、受け入れ先企業の監督を行う監理団体の相談・支援体制が不十分▽転職の在り方——などの問題点が示された。

技能実習制度は、低賃金を嫌って失踪する実習生が後を絶たず、実習生に対する受け入れ先の暴行やいじめも相次いで発覚している。法務省によると、2021年は約7000人が失踪。制度開始から今年6月末までに325の受け入れ先が認定を取り消された。

政府は、外国人の単純労働を可能とするために2019年に導入された「特定技能制度」についても、見直しを開始する。在留期間が通算で上限5年の「1号」に対し、家族を帯同しての長期滞在が可能な「2号」資格は現在、「建設」と「造船・船用工業」の2分野でのみ認められている。人材を更に呼び込むために、「2号」対象分野の拡大を検討する方向だ。

(2) 最低賃金、過去最高の31円引き上げ…急激な物価高対応で全国平均961円に

今年度の最低賃金（時給）の目安を決める中央最低賃金審議会（厚生労働相の諮問機関）の小委員会は1日夜、引き上げ額の目安を全国平均で31円と決めた。急激に進む物価高を背景に引き上げ幅は28円だった昨年度を上回り、過去最高額を更新。上昇率も3・3%で過去最大となった。目安通りに改定されれば最低賃金の全国平均は961円（現在は930円）となる。東京都、神奈川県に次いで、大阪府で初めて1000円台に到達する。

最低賃金は2016年度以降、新型コロナウイルス感染拡大による経済停滞で上昇率が0・1%にとどまった20年度を除き、政府方針に沿って3%程度引き上げられてきた。これまでは16年度が3・1%で過去最大だったが、今年度はそれを上回った。

小委員会は、各地の経済状況や物価を踏まえ、都道府県をA（東京、神奈川、大阪など6都府県）、B（茨城、静岡、兵庫など11府県）、C（北海道、徳島、福岡など14道県）、D（青森、愛媛、鹿児島など16県）の4グループに分けて目安を提示。今回はA、Bを各31円、C、Dを各30円の引き上げとした。

今年度は、ロシアのウクライナ侵略に伴う物価高や急激な円安などで労働者の生活が逼迫ひっばくしていることを背景に、労使とも最低賃金を引き上げる方向で認識が一致していた。だが、労働者側が大幅な引き上げを求めたのに対し、使用者側は原材料高による収益圧迫などを理由として上げ幅の抑制を主張。労使双方の代表と公益委員（学識者）による協議が7月25日まで計4回行われたが、目安が示されない異例の事態となっていた。

最低賃金（時給）の引き上げ額の目安が全国平均31円と決まったことについて、日本商工会議所の三村明夫会頭は2日、「物価、賃上げの動向、企業の経営状況に関する客観的なデータに基づく真摯な議論がなされた」と一定の評価をするコメントを発表した。

ただ、引き上げ額は過去最高となり、三村氏は「消費者の生計費に対する足元の物価上昇の影響を強く考慮する一方、企業の支払い能力の厳しい現状については十分反映されたとは言い難い」と指摘した。

「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について」 2022年8月2日 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27195.html

(3) 「令和3年労働争議統計調査の概況」 2022年8月2日 厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/14-r03-08.pdf>

2. 法違反・闘い

(1) 新基準で過労死認定、連続12日間勤務 ソフトバンク子会社の管理職

通信大手ソフトバンクの子会社ソフトバンク・テクノロジー（現・SBテクノロジー）で管理職を務めていて病死した男性が、昨秋に改定された労災認定基準によって、近く過労死として認められることになった。発症前の残業時間は「過労死ライン」を下回ったが、12日間の「休日のない連続勤務」が過労死につながったと判断された。

妻は2019年に労働基準監督署に労災申請したが、発症前の残業が月80時間に達するなどの「過労死ライン」

にあたる長時間労働はなかったとして、認められなかった。2020年には不服を申し立てる労災保険審査請求をした。

2021年9月に脳・心臓疾患の労災認定基準が改定され、「休日のない連続勤務」が業務の負荷を判断する項目に加わった。東京労働局は、死亡直前に12日間の連続勤務があり、その間の労働時間が計約134時間に及んだことから労基署の決定を取り消した。労基署が近く、労災と認める決定を出すことになる。

(2) 理研雇い止め 60代男性の研究者が提訴 上限10年適用は「不当」

理化学研究所（本部・埼玉県和光市）の有期雇用研究者の雇い止め問題で、関西地区で生命科学系の研究チームリーダーを務める60代男性が7月28日、東京都内で記者会見し、雇い止めは不当として、理研に地位確認や慰謝料100万円などを求めてさいたま地裁に提訴したと明らかにした。

提訴は27日付。訴状などによると、男性は2011年度に任期が1年間の理研の研究系職員になり、毎年契約を更新していた。理研は2022年4月、通算の契約期間が上限の10年に達するという理由で、22年度末で契約を更新しないと男性に通知した。

2014年度の法改正で、有期雇用契約が通算10年を超えた研究者などは無期雇用への転換を申請できる。しかし理研は、通算契約期間が10年を超えた職員は有期契約を更新しないことを決め、2016年度に規定を変えた。男性は、通算契約期間は規定を変更した2016年度を起点にすべきで、さかのぼって通算するのは「不当だ」と主張している。

理研労組によると、研究系職員約300人が2022年度末で雇い止めされる恐れがある。男性は記者会見で「日本の研究力が低下していくのは目に見えている。国家的な問題だ」と話した。代理人の水口洋介弁護士は「一律に理研が雇い止めするのは、法改正の趣旨に反する」と述べた。

理研労組は理研に雇い止めの撤回を求める要求書を提出している。労組が理研から受け取った26日付の回答書によると、理研は「優秀な人材に長く貢献いただくため（有期雇用の）通算上限の制度は撤廃する」との意向を示した。理研によると2023年度に撤廃するが、今回雇い止めになる研究者には適用されない。

3. 情勢・統計

(1) 世界経済3.2%成長に減速 インフレ重荷の一方、ロシアは上方修正

国際通貨基金（IMF）は7月26日、2022年の最新の「世界経済見通し」を公表し、世界経済の成長率が前年比3・2%まで減速すると明らかにした。ウクライナ危機勃発で減速した前回4月の予測からさらに0・4ポイント低く、下方修正は1月の予測以来3期連続となった。IMFは世界で加速する物価高（インフレ）などを踏まえ、「景気後退の懸念は高まっている」と警告している。

世界経済は21年、コロナ禍からの回復で6・1%の成長率を記録した。だが、今回の見通しで、22年の成長率は前年の半分程度にとどまり、23年は2・9%とさらなる減速を見込む。

背景にあるのが、ウクライナ危機によるエネルギーや食料価格の高騰などで加速するインフレだ。米欧では物価高を抑えるため、中央銀行が利上げを加速するなど金融引き締めが進んでおり、景気を冷やしかねないとの懸念が高まっている。

先進国の成長率は軒並み減速傾向にある。上半期に消費が低調だった米国は前回予測より1・4ポイント低い2・3%に大幅に引き下げたほか、ロシアからの天然ガス供給の削減に揺れるドイツも同0・9ポイント減の1・2%に落ち込んだ。景気回復の足取りが重い日本も同0・7ポイント減の1・7%とした。

一方、ロシアについては、22年は6・0%のマイナス成長を見込んだものの、マイナス幅が前回予測より2・5ポイント圧縮された。原油輸出の収入がロシア財政を支えているためだ。日米欧が科す経済制裁が、原油価格の上昇を招いてロシアを利する一方、先進国のインフレ圧力にも働くという皮肉な展開になっている。

IMFはまた、ロックダウン（都市封鎖）など「ゼロコロナ政策」が経済に打撃を与えている中国についても、同1・1ポイント減の3・3%に減速すると見込んだ。

"WORLD ECONOMIC OUTLOOK UPDATE JULY 2022" International Monetary Fund
<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/Issues/2022/07/26/world-economic-outlook-update-july-2022>

(2) 教職敬遠？免許の取得最少 20万件割れ、中高で大幅減

学校で教員不足が問題になるなか、教えるのに必要な教員免許状の授与件数が大きく減っている。文部科学省が6月に発表した2020年度は計19万6357件（前年度比7440件減）で、データのある2003年度以降では初めて20万件を切り、最少となった。特に中学校や高校の落ち込みが激しく、文科省は教員の長時間労働の実態が広く知られ、教職が敬遠されている可能性があるともみている

文科省によると、2020年度の普通免許状の授与件数は小学校が2万8187件（前年度比146件減）、中学校が4万4297件（同1712件減）、高校が5万2629件（同2355件減）、特別支援学校1万2300件（同1094件減）、幼稚園4万4225件（同1928件減）など。2003年度以降で最も落ち込み幅が大きいのは高校で、最多だった2006年度の約8万3千件から4割近く減り、中学校も2006年度の約5万8千件から2割以上減った。一方、小学校は最少の2003年度から約4千件増え、近年はほとんど変動がなかった。

教員免許は教職課程のある大学などで単位を履修し申請すると、都道府県教育委員会から授与される。小学校は主に教員をめざす人が通う教育学部などでしか免許がとれないのに対し、中高は理工学部や文学部などでも取得できるため、そのときの教職の人気や、民間企業の採用状況に左右されやすい傾向がある。

公立学校の教員採用試験の受験者数は減少傾向にある。高校は2021年度採用の試験で2万6163人と過去最低。中学校も8年連続減の4万4105人だった。文科省の担当者は「免許授与件数が大きく減ったことが受験者の減少につながっているとみられる」と話す。